

国立研究開発法人水産総合研究センター
平成 27 年度 契約監視委員会議事概要

1. 日 時 平成 27 年 6 月 29 日 (月) 14:00~16:00

2. 場 所 クイーンズタワー B 棟 15 階会議室 1・2 (神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3)

3. 出席者 委員長 細井 和昭 公認会計士
委 員 苑田 浩之 弁護士
委 員 井上 龍子 (研) 水産総合研究センター 監事
委 員 榎本 一高 (研) 水産総合研究センター 監事
(研) 水産総合研究センター事務局
※蒲池委員、林委員は欠席

4. 議題 ①会計規程等の整備等についての点検

②調達等合理化計画についての点検

5. 議事概要

・議題①会計規程等の整備等についての点検

平成 26 年 10 月 1 日付で総務省行政管理局から示された「独立行政法人の随意契約に係る事務について」に基づき、随意契約によることができる具体的なケースを明確化したセンター会計規程等の整備等について説明し、審議を行った。

※質疑応答は以下のとおり

○総務省連絡と契約事務取扱規程（改正案）で一部文言が異なっているが、総務省の意向は汲まれているのか。

【総務省連絡】

実験の結果に係る国際的な審査における認証その他研究開発の業務を遂行する上で用いることが不可欠な代替性のない特殊な機器や材料であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき。

【契約事務取扱規程（改正案）】

研究開発における試験、実験、観測の精度の確保のために不可欠な代替性のない特殊な機器材料の買入れであって、販売業者が一に限定されるとき。

→総務省連絡の「その他研究開発の業務を遂行する上で用いることが不可欠な代替性のない」の例文をそのまま引用した場合、随意契約の範囲としては広すぎるので、総務省連絡の意向を汲んだ上でセンターの事例に応じた限定的なものとした。

○契約事務取扱規程（改正案）で追加する条項の中で平成 26 年度までに該当する実績がな

い条項もあるとのことだが、該当する見込みがない条項は外すべきではないか。

→平成 26 年度までの実績はないが、将来的に該当する可能性はあるため、改正案に反映させている。明らかに該当がない「美術品、工芸品その他の展示品・収蔵品の購入」は外している。

○新たな随意契約を締結するにあたり、適用できる条項が重複することもあるのか。また、その場合、適用条項の決定をどのように運用するのか。

→適用できる条項が重複する可能性はある。その場合、その契約の内容により主としてどの条項になるか判断し適用することとなる。新たな随意契約を締結しようとする場合は全て本部の競争入札等推進委員会で審議に付することとしているため、研究所ごとに適用条項を判断することはない。ただし、過去に本部の競争入札等推進委員会で審議し適用条項を決定したものについては各研究所の競争入札等推進委員会で審議することとなる。

○契約事務取扱規程（改正案）第 30 条の 2 第 1 項第 19 号、20 号はセンター独自の追加条項とのことだが、どのような事例を想定しているか。

→19 号「国の委託事業の公募等に共同研究グループの中核機関として応募し受託した事業であって、当該事業を遂行するために、その一部を当該共同研究グループの構成機関に対して再委託するとき。」は、JV（共同事業体）が認められていない事業をセンターが受託した場合で委託元が予め承認した相手方との再委託契約を想定している。

20 号「複数年度にわたる事業の継続を通じて、単一の成果を求める委託事業の 2 年度目以降の事業であって、当該事業を当初契約の委託先に継続して委託する必要があるとき。」は、初年度に総合評価落札方式や企画競争などの競争契約を行い締結した継続課題委託研究の 2 年度目以降の委託事業であり、事業の継続を通じて単一の成果を求めるもののみを想定している。

第 19 号、20 号ともに従来、契約事務取扱規程第 30 条の 2 第 1 項第 1 号の「法令等」で読み随意契約を行っていたものを明確化したものである。

これら質疑を経て、議題①については承認された。

・議題②調達等合理化計画についての点検

平成 27 年 5 月 25 日付け総務大臣決定「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に基づき策定した「平成 27 年度国立研究開発法人水産総合研究センター調達等合理化計画（案）」について説明し、審議を行った。

※質疑応答は以下のとおり

○「2. 重点的に取り組む分野(1)②」で DNA 合成製品等の調達について、プリペイド方式に代わり単価契約等を拡大するとあるが、単価契約で行うことに問題はないか。

→単価契約は、一定期間の予定数量(塩基数等)に対しての単価を決めて契約を締結し、納品された分を取り纏めて月毎に後払いする契約方式であり、適正な経理処理である。通常の契約に比べて毎回見積書を徴する必要がないため、納品が早くなるメリットがあり、既に実施している研究所もある。

○「4. その他の取組」が挙げられているが、総務省行政管理局連絡の「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領【別紙】」の雛形に記載されていない。センターが自主的に取り組んでいるのか。

→【別紙】の雛形には記載されていないが、「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」の本文 2. (5)に「費用対効果や事務量対効果を勘案した上で、合理的な業務の遂行に資する取組の実施を計画している場合には、その他の取組を記載すること。」と明記されている。記載内容については、主務省の調達等改善計画を参考にした。

○「2. 重点的に取り組む分野」、「3. 調達に関するガバナンスの徹底」、「4. その他の取組」でそれぞれ評価指標が示されているが、数値で示されていない評価指標については翌年度にどう評価するのか。

→評価指標が数値で示されていない取組は、取組が実施できたか否かを点検し自己評価することとしたい。

これら質疑を経て、議題②については承認されたが、今年度の本計画の公表時期は7月末までとなっていること、本計画の策定は初めてであること等を踏まえ、次回契約監視委員会までに修正等が必要となった場合は再度点検し、平成27年7月末日までに公表することとした。

・その他

今回は平成27年7月28日(火)に平成26年度第4四半期の契約を審議対象とした定例の契約監視委員会を開催する旨、事務局から連絡があった。